

広島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十三号

#### 広島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

広島県個人情報保護条例施行規則（平成十七年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（取扱いに特に配慮を要する記述等）

第二条の二 条例第五条第二項の規則で定める記述等は、次のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 次に掲げる心身の機能の障害のいずれかがあること。
  - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
  - ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
  - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
  - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
  - 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
  - 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
  - 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 別記様式第一号を次のように改める。

(別記)  
様式第1号 (第2条関係)

部署名

個人情報取扱事務登録簿

- 1 事務の名称
- 2 事務の目的
- 3 登録開始年月日 平成 年 月 日 (最終更新年月日 平成 年 月 日)
- 4 フォーメル名及び個人情報保有状況

(1)	フォーメル番号				
(2)	フォーメル名				
(3)	処理形態	個人番号			
		その他			
(4)	個人情報 情報 記録 項目	個人識別符号	個人番号		
			個人識別符号以外の識別番号等		
		基本的事項	氏名		
			性別		
		生年月日・年齢			
		住所			
		電話番号			
		本籍・国籍			
		その他			
		心身の状況	健康状態		
			身体的な特性・能力		
		性質・性格			
		その他			
		家庭状況	家庭状況		
			婚姻歴		
		親族関係			
		居住状況			
		その他			
		職業・職歴	職業・職歴		
			学業・学歴		
資格・免許					
賞罰					
その他					
資産状況	資産状況				
	収入状況				
納税状況					
公的扶助					
取引状況					
人種	人種				
	信条				
社会的身分	社会的身分				
	病歴				
犯罪の経歴	犯罪の経歴				
	犯罪により害を被った事実				
心身の機能の障害 (規則第2条の2第1号)	心身の機能の障害 (規則第2条の2第2号)				
	健康診断等の結果 (規則第2条の2第3号)				
医師等の指導・診療・調剤 (規則第2条の2第4号)	刑事事件に関する手続 (規則第2条の2第4号)				
	少年の保護事件に関する手続 (規則第2条の2第5号)				
(5)	本人 収集先	本人			
		県の機関			
		国・他自治体等			
		民間等			
(6)	経常的な提供 提供先	刊行物等			
(7)	電子計算組織の結合による外部提供 システムの名称	提供先			
(8)	事務の外部委託 委託内容	事務の外部委託			
		委託内容			
		備考			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。  
(取扱いに特に配慮を要する記述等に関する規定の適用の特例)
- 2 実施機関が、広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十九年広島県条例第十九号。以下「一部改正条例」という。）附則第三項の規定により、施行日前において、一部改正条例による改正後の広島県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第五条第二項第三号に掲げる場合に該当するかどうかについて、広島県個人情報保護審議会の意見を聴く場合には、この規則による改正後の広島県個人情報保護条例施行規則第二条の二の定める規則で定める記述等は、新条例第五条第二項本文の規則で定める記述等とみなす。